

第13回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨(案)
農業分科会事務局

1. 日時：平成16年5月25日(火) 13:00~17:00
2. 場所：三田共用会議所第4特別会議室
3. 出席者：井上眞理委員、小林信一委員、鈴木三義委員、手島忠委員、
徳江陞委員、萬野修三委員、日和佐信子委員、松本聰委員、
安部新一臨時委員、清野英二臨時委員、忠聡臨時委員、
石田裕美専門委員、泉本小夜子専門委員、岡智専門委員、
菊池一郎専門委員、佐々木珠美専門委員、佐藤洋一専門委員、
高橋芳幸専門委員、土居則子専門委員、長尾美奈子専門委員、
深見元弘専門委員、佛田利弘専門委員
4. 議事
 - (1) 独立行政法人評価基準の設定について(農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金)
 - (2) 平成15年度の業務実績について(農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金)
 - (3) 水資源機構の評価の手順・業務実績について
 - (4) 農林漁業信用基金の業務方法書の変更について
 - (5) 農林漁業信用基金の長期借入金の認可申請について
 - (6) 役職員給与の一部改正について(農畜産業振興機構、農業者年金基金)
 - (7) 農畜産業振興機構の重要な財産の処分について
 - (8) その他(短期借入金の借換について(農畜産業振興機構、農林漁業信用基金))
 - (9) 独立行政法人評価基準の変更について(農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校)
 - (10) 平成15年度の業務実績について(農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校)
 - (11) 肥飼料検査所の業務方法書の変更について
 - (12) 家畜改良センターの重要な財産の処分について
 - (13) その他(今後の予定等)

5. 議事概要

(1) 独立行政法人評価基準の設定について（農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金）

各法人のプロジェクトチーム（PT）委員から資料にそって説明を行い、承認された。

(2) 平成15年度の業務実績について（農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金）

各法人から資料にそって説明を行った。

質疑の状況は以下のとおり。

- ・ 農業者年金基金は、加入者へのサービスの提供のための保養所を持っているか。

これに対して法人から以下のとおり説明を行った。

[農業者年金基金]

- ・ 被保険者へのサービスのための保養施設は過去も現在も保有していない。

(3) 水資源機構の評価の手順・業務実績について

主管課及び法人から資料にそって説明を行った。

質疑の状況は以下のとおり。

- ・ 事務的経費の節減として空調温度設定の変更による節減をあげているが、夏期・冬期それぞれ何度に設定しているか。
- ・ 説明責任の向上として15年度のホームページアクセス回数が、計画22万件のところ約35万7千件の実績があるが、この内容は、苦情、要望、意見等のうち、何が多かったのか。
- ・ 関係機関を対象とした技術力の提供・公開として施設見学会があるが、参加希望者への広告はいつ頃どのように行っているか。ホームページ等のほか大学等へ広告が配られているのか。

これに対して法人から以下のとおり説明を行った。

[水資源機構]

- ・ 空調温度設定は、本社、出先を含めて50近くある事務所において夏期には、今までより1度高くすることとしているが、具体的に何度に設定しているかは後で報告させていただく。

（省エネの奨励温度より夏期は1度高く29度、冬期は1度低く19度と

- し、山間部等では現場条件により設定している旨を休憩時間に報告)
- ・ ホームページにアクセスのあった内容の分析までは行っていないが、中部地方での徳山ダム関係、あるいは、大雨が降ったときのダムの状況についてのアクセスが多かったのではないかと考えている。
 - ・ 見学会については、ホームページ掲載のほか、施設所在地近隣の自治体の広報誌等でお知らせしている。今後は大学関係者にも伝えて欲しいという要望にお応えする。

また委員からは以下のとおり意見があった。

- ・ 大学でも環境問題に取り組んでいる学科が多く、学生たちにも関心をもたせたいので、是非、大学関係にも情報提供してほしい。

(4) 農林漁業信用基金の業務方法書の変更について
法人から資料にそって説明を行い、承認された。

(5) 農林漁業信用基金の長期借入金の認可申請について
法人から資料にそって説明を行った。
質疑の状況は以下のとおり。

- ・ 長期借入の借入先の決定はどのようにされているか。

これに対して法人から以下のとおり説明を行った。

[農林漁業信用基金]

- ・ 平成 1 5 年度から長期借入しているが、9つの金融機関に借入条件等を提示し、このうち応諾のあった5つの金融機関に決定した。

(6) 役職員給与の一部改正について(農畜産業振興機構、農業者年金基金)
事務局から資料にそって説明を行い、承認された。

(7) 農畜産業振興機構の重要な財産の処分について
法人から資料にそって説明を行い、承認された。

(8) その他(短期借入金の借換について(農畜産業振興機構、農林漁業信用基金))
昨年度末に書面決議により承認された短期借入金の借換について、各法人から資料にそって借換実績の報告を行い、了承された。

(9) 独立行政法人評価基準の変更について(農林水産消費技術センター、

種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、
農業者大学校)

各法人のプロジェクトチーム(PT)委員から資料にそって説明を行った。
質疑の状況は以下のとおり。

- ・肥飼料検査所の評価シートに飼料原料及び配合飼料のサルモネラ汚染モニタリング調査等が新たに追加されているが、今までどの程度こういう問題が起きているのか。また、新たに追加した理由は何か。

これに対して法人から以下のとおり説明を行った。

[肥飼料検査所]

- ・サルモネラ汚染モニタリング調査等については、既に取り組んでいるが、具体的な説明は改めて行いたい。(後刻、業務実績報告の中で、サルモネラのモニタリングは、従来、HACCPの指針策定のための調査との位置づけで実施してきたものを、製造・品質管理の高度化に関する検査の項目へ代えたもの。検査結果は公表している)旨を説明。)

(10)平成15年度の業務実績について(農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校)

各法人から資料にそって説明を行った。

質疑の状況は以下のとおり。

- ・肥飼料検査所では、「肥料の消費者、生産者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、肥料公定規格の設定等に資するため、ダイオキシン類等の含有量の調査を行った。」としているが、消費者とは、農業者を示しているのか。生産業者とは、肥料の生産メーカーを示しているのか、あるいは農業者を示しているのか。また、肥料公定規格に組み込むとすると15年度に調査した結果に基づいて、目標年次を決めて取り入れることになるのか。肥料だけで飼料は特に関係ないのか。
- ・農薬検査所では、農薬に含まれるダイオキシン類等の含有量について肥飼料検査所と同様に公定規格のようなものの中に組み込まれることになるのか。
- ・農薬の検査で、農林水産大臣からの検査指示2,105件のうち、基準設定必要農薬の検査指示が51件と基準設定必要農薬以外の検査指示が1,907件となっているが残りは何か。また、検査期間について、基準設定必要農薬の検査指示51件のうち、10件について検査を終了し、1件当たりの平均検査期間が9.7ヶ月であったため目標達成としているが、41件残っているのに

終了した10件についてのみ評価しているのはなぜか。

- ・農林水産消費技術センターの品質表示基準遵守点検調査について、加工食品の検査と遺伝子組換え食品の調査は結果が書かれているが、和牛表示の調査は結果の記載がない。これは、肥飼料検査所のモニタリング調査についても同じ事が言えると思うが結果を教えてください。
- ・肥飼料検査所の緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務のうち、化製場への県の家畜防疫上の確認調査に際して、飼料安全性確保の観点から助言とあるのは具体的にどのようなことか。
- ・種苗管理センターは、例えば種苗の生産・配布について、ばれいしょ・さとうきびの発芽率の努力目標を設定しているが、外国から種苗等を輸入する場合に量をつかめるのか。また、特に外国産の種苗は貯蔵期間中に発芽率が落ちていくが、努力目標を定めることが可能なのか。
- ・農林水産消費技術センターの食品の残留農薬の検査について、国内農産物と海外農産物の仕分けがされているか。また、公表するときは消費者の安全を考えれば国内の農産物がどれだけ安全であるかなど海外農産物との比較について消費者に伝えることも必要であり、資料中に検体の割合等も掲載していただきたい。

これに対して法人から以下のとおり説明を行った。

[肥飼料検査所]

- ・肥料の消費者は、農業者であり、生産業者とは、肥料の製造業者である。
- ・現在のところ、ダイオキシンの含有量について国際的にも基準はなく、これまでのモニタリング調査でも高濃度の結果が出たことはない。
- ・肥料、飼料の中のダイオキシンについてどういう状況にあるかモニタリングを続けているところであるが、この数値をどのように活用していくかは今後の検討の中で進められるものと考えている。
- ・ダイオキシンのモニタリング調査を含め実施した調査結果は、ホームページ等で公表している。
- ・化製場は、家畜の死体や不可食部位を処理して動物性油脂等を製造するところであるが、京都府で発生した鳥インフルエンザに関連して、これらのものが化製場の原料として出荷されていたため、そこでの処理・授与の関係を緊急的に検査したものである。

[農薬検査所]

- ・農薬検査所では、法律に基づく農薬の制度の規格の中で、ダイオキシンの含有量について公表している。
- ・農薬の検査指示は、通常以外の緊急登録要望農薬の検査指示が147件あり、これを含めて2,105件となっている。また、検査期間については、1年間の中で常に申請があり検査が終了して随時登録しているため、年度の後半

で申請されたものはまだ着手段階である。したがって、農林水産大臣からの検査指示2,105件の中には、15年度以前に申請があり繰り越しているものも含まれている。

[農林水産消費技術センター]

- ・「和牛」表示の調査は代表例で書いてあるが、農林水産省と連携した特別調査ということで重点的にいろいろな品目の表示を調査している。この調査は、科学的検証と社会的検証を組み合わせた調査で、農林水産消費技術センターは科学的検証を担当した。調査結果は農林水産省から近々公表されるものと考えている。
- ・消費者に届けられる食品の安全性を基本に考えており、実際は国内のものと海外のものをバランスよく農林水産省と連携して調査を実施している。特に国内農産物については生産地へ数値をフィードバックすることにより生産の改善に役立てるという観点で業務を行っている。なお、平成15年度の残留農薬の検査で基準値を超えて検出された事例はなかった。」

[種苗管理センター]

- ・外国から種苗等を輸入する場合は、植物防疫法上の問題があり一義的には植物防疫所の検査を受けることになる。また、貯蔵中の発芽率維持については、ばれいしょは、冬を越すので凍らないように注意するとともに、さとうきびは、まさに生ものとして扱い、できるだけ早く生産者にわたすよう努力し達成している。

また委員からは以下のとおり意見があった。

- ・調査結果について公表しているのであれば、結果も書いた方が調査の効果が変わりやすくなるので、書ける範囲で書いていただきたい。

(11) 肥飼料検査所の業務方法書の変更について
法人から資料にそって説明を行い、承認された。

(12) 家畜改良センターの重要な財産の処分について
法人から資料にそって説明を行い、承認された。

(13) その他(第14回農業分科会の開催予定等について)
事務局から次回分科会の開催予定等について説明を行った。